

区長コメント

このたび、本区職員が、通勤手当を不正に受給していたことにつきまして、9月10日付で、管理職2名に「減給10分の1 1か月」、管理職4名及び一般職員6名に「戒告」の懲戒処分を行いました。

また、そのほかの一般職員68名に対し、口頭厳重注意を行いました。

職員の模範となるべき管理職を含む、これほど多くの職員が服務規律に違反し、公務員として極めて不適切な行為をしたことは、区民の皆様の区政に対する信頼を失墜させる重大な事案であり、区政の最高責任者として責任を痛感しております。

区民の皆様に、深くお詫び申し上げます。

本件が発生した背景には、職員の著しい規範意識の欠如に加え、区として、これまでの職員に対する通勤実態の調査に関し、不適切な面があったと認識しております。

この不祥事の発生を抑止できなかった事実を重く受け止め、職員を監督する立場である私及び人事部門を所管する天貝副区長については、給料の2割を1か月減額、上野副区長及び金子教育長については、給料の1割を1か月減額すべく、来る第三回区議会定例会に減額条例を上程いたします。

今後、このような事態を二度と起こさないよう、綱紀粛正の徹底を図り、再発防止に努めるとともに、全職場、全職員一丸となって、区民の皆様の信頼回復に向け、全力で取り組んでまいります。

令和6年9月11日

豊島区長 高際 みゆき